

財団法人 骨髄移植推進財団 第3回 常任理事会議事録

日 時： 平成23年6月16日（木）17：30～19：15

場 所： 廣瀬第一ビル 2階会議室

出席理事： 理事長 正岡 徹

副理事長 齋藤 英彦、伊藤 雅治

常任理事： 加藤 俊一、小寺 良尚、佐々木 利和、鈴木 利治、橋本 明子

事務局： 木村成雄（事務局長）、大久保英彦（広報渉外部長）、小瀧美加（移植調整部長）、
坂田薫代（ドナーコーディネート部長）、松菌正人、塚谷典子（以上総務部）

〔議 事〕

1. 常任理事会の成立の可否

会議開始時、構成員8名のうち6名が出席し、本常任理事会の成立が確認された。なお、会議開始後2名が参加した。

2. 議長選出

寄附行為第33条第6項の規定により、正岡徹理事長が議長となった。

3. 議事録署名人の選出

議長から寄附行為第33条第7項で準用する第31条の規定による議事録作成のため、議事録署名人2名の選出が諮られ、全員異議なく加藤常任理事、佐々木常任理事を選出した。

4. 前回議事録確認

第2回常任理事会の議事録について確認し、全員異議なくこれを了承した。

5. 審議・確認事項（敬称略）

（1）平成22年度 事業報告(案)について

木村事務局長より、標題の審議事項について、以下のような説明があった。

平成22年度（以下「本年度」という）の事業計画に基づき、諸会議等事業、普及啓発事業、連絡調整等事業、研修事業、調査・研究事業、患者負担金免除事業、及び国際協力事業を推進した。

本年度においては、新規ドナー登録者は36,667人（前年度33,859人）となり前年度比で3000人の増加となり、登録者数は平成23年3月に380,457人（平成22年3月357,378人）となった。登録会の開催数は、献血併行型登録会が3,802回、集団登録会が93回であった。

当財団が仲介した本年度の非血縁者間骨髄移植は、1,192件（前年度1,232件、前年度比40件減）となり、そのうち国内採取及び移植が1181件、海外への骨髄提供が5件、海外か

らの骨髄提供が6件で、前年度比で40件減少した。国内患者の移植率（同期間の新規患者登録数と移植数の比率）は57.8%で、前年度は60%を超えたが減少する結果となった。

主なコーディネーター件数（ドナー）は、開始シート送付22,701件、地区コーディネーター開始9,577件、確認検査5,604件、最終同意面談1,458件であった。特に確認検査においては前年度より約600件減少した。

平成22年8月、厚生科学審議会疾病対策部会の造血幹細胞移植委員会において、非血縁者間における末梢血幹細胞移植（以下「PBSC T」という）の導入が確認された。財団では、10月から非血縁者間PBSC Tに関するコーディネーターを開始することとなった。

3月末時点でのPBSC T採取・移植認定施設は20施設となり、3月には国内で初めての非血縁者間PBSC Tが実施された。

平成23年3月11日、東北、関東を中心に東日本大震災（以下「震災」という）が発生した。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げたい。財団では、東北地区事務局（仙台市）及び中央事務局・関東地区事務局（千代田区）に被害があったが、事務局職員並びに当該地区コーディネーターは全員無事であり、また「コーディネーター支援システム」も影響を受けることがなかった。

コーディネーターについては、採取・移植が決定しているドナーの方・患者さんへの対応を最優先とし、震災直後より採取予定のドナーの方及び移植予定の患者さんの安否、また、予定している施設における実施の可否を確認した。その結果、一部患者さんにさい帯血移植へのスイッチがあったものの、被災したために骨髄液を受領に来られない移植施設に代わって、財団職員が移植施設の近隣の空港まで届ける等、最大限の支援を行った。

また、被災地域におけるコーディネーターの見合わせ等について、当該地域の状況を確認しつつ「東日本大震災に関するコーディネーターの処方針」を随時ホームページに掲載し、関係者のみならず、すべての方々に対して情報提供を行った。現在第5報まで更新している。

平成23年5月末の時点では、一部地域では新規コーディネーターを見合わせていたが、6月13日よりコーディネーターを再開した。

普及広報業務では、地域に根ざした草の根レベルでの普及広報活動として「語りべ等派遣事業」を継続して実施し、本年度の実績は120回開催、参加人数22,625人であった。前年と比較すると、回数は14回減少したが、参加者は1,600人余増加した。また、自動車教習所の情報モニター「JACLA VISION」による若年層向けの骨髄バンクのPRについても、継続して実施した。

10月からの非血縁者間PBSC T導入に備え、広報資材（ドナー登録のしおり『チャンス』、リーフレット、解説グラビア、登録用DVD等）の改訂を行うとともに、全国11か所において説明員を対象とした研修を実施した。

ドナー登録推進においては、登録会の開催や地区普及広報委員等による普及広報を実施するとともに、地域の「骨髄バンク推進連絡会議」の再構築等を目指して、事業推進の依頼と情報交換を行った。「骨髄バンク推進全国大会」は財団内外のメンバーによる実行委員会を設けて準備を行い、本年度は地方開催3年目として、新潟市で開催した。

本年度における国内患者の登録者数は2,055人（前年は2,018人）で微増となった。初回検索適合率（登録後最初の適合検索（6抗原一致）で1人以上の候補者が見つかる割合）は95.1%（平成22年1月～12月）で、昨年と同様であった。

ドナーコーディネーターにおいては、コーディネーター実施体制の整備・強化に取り組んだ。

制度の抜本的見直しを行い、専任コーディネーターを廃止してコーディネーターを一本化するとともに、新たに地区事務局所属の在宅勤務職員として「コーディネーションスタッフ」を採用し、平成 22 年 4 月から全国で 17 名が業務を開始した。

コーディネート体制の強化のため、近畿地区や九州地区を中心にコーディネーター養成研修会を実施し、本年度に新たに 27 名を委嘱した。さらに、コーディネーターの欠員が生じた関東地区、中部地区の一部の地域において、コーディネーターの補充のため養成研修を実施し、平成 23 年 5 月に新たに 9 名のコーディネーターを委嘱することとなった。

コーディネーターの処遇改善の一環として、平成 22 年 4 月から健康診断費用の補助を実施した。また昨年同様、インフルエンザ予防接種費用の助成を行った。

本年度におけるコーディネート期間（中央値）は、患者登録から移植まで 140 日（前年度 142 日）、コーディネート開始から骨髄採取までとした場合は 121 日（前年度 124 日）であった。

財団事業への寄付金の状況については、大口の寄付が寄与したため、一般会計と患者負担金等支援基金特別会計を合わせて 182,372 千円（前年は 139,544 千円）となった。寄付件数については、前年比 96%であり、大震災以降は件数、金額ともに減少傾向にある。

以上の説明のあと、質疑、応答が行われ、全員異議なく原案どおり承認された。

（主な意見）

- 《小寺》 初回検索適合率が 95%となっているが、患者ひとりに対する適合したドナーの数を中央値で出しておいたほうがいい。というのは、福島原発の作業員の緊急対応について、他の患者に迷惑をかけないとした根拠になる。
- 《伊藤》 前年度比で移植件数が 40 件減少したのは、震災と関係があるのか。
- 《木村》 震災はほとんど影響を受けていないと考える。22 年度はさい帯血の移植件数が前年度比で約 100 件伸びていることから、骨髄からさい帯血にシフトした患者が多かったことが要因だと考えている。
- 《小寺》 非血縁者間の移植件数総数は前年度と変わらないということか。血縁者間の移植件数は増加傾向にある。2 頁目の「震災により影響を受けた施設、患者に対して最大限の支援を行った」ことについて、詳細を書いたほうがいい。また、9 頁の「ボーンマロウコレクションキット」の「販売開始」は「販売再開」に、11 頁の「世界骨髄データ集計システム」は「世界骨髄ドナーデータ集計システム」に、12 頁の「骨髄採取に伴う健康被害の発生に対し…」はドナーに個別対応した旨、加筆したほうがいい。
- 《正岡》 今期の寄附金収入は震災の影響であり望めないと思われる。

（2）平成 22 年度 患者負担金等支援基金審査委員会 審査結果について(案)

木村事務局長より、標題の審議事項について、以下のような説明があった。

先日、平成 22 年度の伊藤副理事長を委員長とする患者負担金等支援基金審査委員会が開催され、承認を受けたことをご報告する。

平成 22 年度の免除決定数は 736 名で、前年度より約 100 名増加した。免除金額の合計は約 8500 万円、免除対象は計 868 名となった。

また、ドナーの入院時差額ベッド代の財団負担数は計 8 件、負担額は約 70 万円になった。これにより、財団の負担金の合計は 8570 万円となり、低所得者対策のための国庫補助金

6100 万円を差し引いた不足額、約 2400 万円を一般会計に繰り入れることとなった。

以上の説明のあと、質疑、応答が行われ、全員一致で原案は異議なく承認された。

(3) 平成 22 年度 決算報告(案)について

木村事務局長より、標題の審議事項について、以下のような説明があった。

平成 22 年度の決算書について報告する。

収支では 3624 万円の赤字決算となった。収入を見ていくと、寄附金収入は予算比で 4600 万円の増収となった。移植件数は予算では 1230 件としていたが、実績値は 1181 件となり、医療保険財源収入は 2205 万円の減収となった。また、海外への骨髄液の提供件数は 5 件で予算比では 2000 万円の減収となっている。

したがって、移植件数の減少、及びそれに伴うコーディネート件数の減少が赤字決算の要因だと思われる。

また、特別会計においては、寄附収入が予算より 650 万円増収の 2350 万円となり、患者負担金免除支出による一般会計への繰入金が 2463 万円だったため、差し引き 110 万円を患者支援基金積立金から取り崩す結果となった。

この結果、患者支援基金積立金は、21 年度期末では約 6608 万円だったが、22 年度期末は約 6498 万円となった。

なお、正味財産増減計画書の過年度人件費の 3636 万円は、裁判の和解金である。

以上の説明のあと質疑、応答が行われ、移植件数が減少することにより医療保険財源収入が減収、寄附金もあまり望めないことから、今後、収入を増やすには、医療保険の点数を増やしていく要請をすることが必要である、といった意見が出され、原案どおり承認された

(主な意見)

《齋藤》 血液検査料が収入より支出のほうが多くなっているが。

《木村》 一般血液検査料等の検査料は財団負担部分があるので、支出のほうが多くなっている。

《小寺》 損害保険料支出の内訳はなにか。

《木村》 収入はドナー団体損害保険料だが、支出はこれに説明員や委員会の委員等のためのボランティア保険料が含まれている。

《小寺》 ドナー健康被害の医療費はどの科目に含まれているか。

《木村》 連絡調整等事業費に含まれている。

《加藤》 赤字の最大要因はなにか。

《木村》 移植件数が減少したことで収入が減ったが、活動費や人件費等の固定費の支出はそれほど減少しないため、費用が収入を上回った。

《正岡》 骨髄移植の減少分よりさい帯血の増加分のほうが多いのではないか。

《小瀧》 さい帯血の増加分のほうが多い。全体で移植件数は 50 件増えている。

《橋本》 社会全体で骨髄バンク＝骨髄移植推進財団という認識が薄いため、寄附金が集まりにくいということはないのか。また、ご寄附名簿の公開も必要と思う。

《伊藤》 全国協議会ニュースでは、寄附者リストが掲載されている。

《正岡》 寄附していただいた方は表に出すよう検討したい。
今後は保険点数を増やしてもらえるようお願いしていくことが必要だろう。

(4) 新法人移行に際しての定款変更案について

木村事務局長より、標題の審議事項について、以下のような説明があった。

公益財団法人への認定申請に必要な定款変更(案)と役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程(案)について、審議をお願いしたい。

本案については、6月29日の理事会、評議員会で承認をいただいたあと、7月中を目途に移行認定の申請書類として提出する予定である。

特例民法法人が公益法人の移行認定を受けるためには、「その定款の変更の案の内容が、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」と言う）、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」と言う）並びにこれらに基づく命令の規定に適合するものであることが必要」とされている。

内閣府が行う定款審査に際しては、定款の必要的記載事項、相対的記載事項及び任意的記載事項のすべてについて、その内容が一般法人法等の規定に適合するものかどうかを審査されることとなる。また、寄附の非課税特別措置の適用を受ける法人においては、法令により定款への必須記載事項が定められている。

また、定款の変更の案の審査に当たり、特に重要とされている事項について、以下に説明する。

公益法人においては、役員等（理事、監事及び評議員）以外の者に対して、法律上の権限はないが、権限を有するかのような誤解を生じさせる名称（役職）を付す場合には、原則として、定款に、その名称、定数、権限及び名称を付与する機関（理事会など）についての定めを設けることが望ましい、とされている。本財団では定款変更(案)の第39条で「顧問及び参与」を定めている。

法人の運営に際し、法律に根拠のない任意の機関（会議体）を定款に設けて運営する場合には、当該機関の名称、構成及び権限を明確にし、法律上の機関である評議員会又は理事会等の権限を奪うことのないように留意する必要があるとしている。本財団では、第53条で「業務執行会議の設置」を定めている。「理事会又は理事長より付議された事項及び業務を執行するにあたって必要な事項の協議を行う」こととし、理事会の権限を奪わないこととしている。

また、公益財団法人に移行する特例財団法人が評議員の選任及び解任方法を定款に定めるには、当該法人と相互に密接な関係にある者ばかりが評議員に選任されることのないようにする必要があり、これを確実に担保することができる方法を探らなければならない。そのような方法として内閣府では、①「評議員の構成を公益法人認定法第5条第10号及び第11号に準じたものにする」旨を定款で定める方法、又は② 評議員の選任及び解任をするための任意の機関として、中立的な立場にある者が参加する機関を設置し、この機関の決定に従って評議員を選任及び解任する方法のいずれかが望ましい、としている。当財団は①の方法を選択し、第15条で「評議員の選任及び解任」について定めており、「同一団体」及び「親族」に関する3分の1規程を定めている。

新制度下では、理事会（評議員会）に代理人が出席して議決権を行使すること、理事（評議員）が理事会（評議員会）に出席することなく書面等によって理事会（評議員会）の議決

権を行使することも認められない。また、いわゆる持ち回り決議も認められない。仮に、特例民法法人が、理事会又は評議員会の決議方法として、代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使又は持ち回り決議を許容する旨の定款の定めを設けたとしても無効な定めとなる。

ただし、一般法人法では、メール審議等による決議の省略、報告の省略により、理事会、評議員会を開催して一同に会さずとも決議が可能な措置も定められている。本財団では、第27条、第49条で「決議の省略」、第28条、第50条で「報告の省略」を定めており、メンバーの全員が同意した場合においてのみ、メール等により審議を行うことができる、とした。

また、移行認定申請書類に定められている役員報酬規程について説明する。

これまで本財団では非常勤役員の職務に対して日当として1日3000円を支払っていたが、公益認定等委員会の指導や公認会計士の指導により、金額の大小に関わらず職務に対する報酬であることには変わらないため、報酬の扱いとすることとした。

常勤役員については、現行は年収が賞与込で1400万円とされていたが、総務省の調査によると常勤役員の年収は800万円以下の公益法人が70%であるとのこと。これによると、本財団の常勤役員の報酬は高額な部類に入る。認定委員会の判断によると、財団の今年度の赤字決算の結果や今後の財政基盤を考えると、妥当な金額ではない、とのことだった。このため、年収900万円以下として規程を変更した。

以上の説明のあと、質疑、応答がなされ、役員報酬規程については公募する際に年収を下げるという人材の応募が見込めないため、現行の年収1400万円に規定を戻したほうが良い、といった意見が出され、年収額を元に戻すことで承認された。

(主な意見)

- 《加藤》 新法人に就任予定の監事が理事会に年に2回しか出席できないために、監事が参加しなくてもよい「業務執行会議」を設置するとしているが、本来通り、監事が理事会に出席できるような枠組みを維持したほうが良い。
- 《正岡》 新法人では監事は2人置くのか。
- 《木村》 ひとり公認会計士の石井監事で、もうひとり弁護士から内諾をもらっている。
- 《小寺》 監事は会計監査と業務監査を行う重要な職務である。理事を選任するのと同様の意識で監事も選任すべき。
- 《齋藤》 ネームバリューのある人を監事に置こうとすると、理事会に出席するのは無理だろう。
- 《正岡》 理事会への監事の出席は必須か。
- 《木村》 一般法人法で「監事は理事会に出席しなければならない」とされている。会議成立の定足数にはカウントされないが、理事の業務を監督する責任があるため、法人に不祥事があつたときに、会議に出席していないために監督を怠ったとして賠償責任を負うことになる。
- 《伊藤》 業務執行会議では、業務執行理事が出席する、としているが、理事全員を業務執行理事にすることはできないか。
- 《木村》 その案は公益認定委員会に相談したところ、却下された。
- 《加藤》 監事の資格要件はなにか。

- 《木村》 公認会計士の資格を持っていることとされている。
- 《鈴木》 公益法人の認定後の維持審査の際に、定款に会議体を記載していないと説明が必要になる。業務執行会議は、理事長の諮問で開催する会議体で、理事が出席しているが、「理事会」ではない。会議で議論して決議してもよいが、法令上の理事の権限を奪うものであってはならない。
- 《正岡》 会議を運用する際は、業務執行理事以外の理事にも陪席として出席してもらおう。
- 《伊藤》 通常の法人の業務を執行するために「議論」をするための会議であるということ。
- 《正岡》 常勤役員の給与は、認定委員会の言うとおりにしたほうがよいだろう。
- 《伊藤》 月額 55 万円に下げた理由はなにか。
- 《木村》 平成 21 年度の総務省公益法人白書によると、常勤役員の報酬は、公益法人の 4 割が無報酬で、報酬がある 6 割の法人のうち 7 割が 800 万円以下の年収となっている。これによると、公益法人の役員報酬は、民間の報酬と比較して不当に高額であってはならない、としている。
- 《伊藤》 法人の規模にもよるだろう。30 人くらいの職員しかいない小規模の法人と本財団は同等ではない。年間に 1200 件の移植を実施してそれにまつわるコーディネート業務が発生する本財団では、有能な役員の判断が必要になる。国家公務員 0B を就任させるのではなく、公募をした際にこの金額ではいい人材がこない可能性が高い。
- 《加藤》 1 回の申請で認定されるものでないならば、元の 1400 万円の年収に戻してはどうか。最初から三流の法人だと言う必要はないだろう。
- 《鈴木》 一般職員が常勤役員に昇格する可能性も考えると、この金額では職員の最高額より役員給与のほうが下がることになりかねない。認定委員会には 1400 万円で提出して、改定しろと言われたら、改定すればいい。
- 《正岡》 常勤職員の最高額を下回らない額とする、といった条件が必要かと思う。では、認定申請には、現行の報酬額で提出することとしたい。

(5) 節電対策について

木村事務局長より、標題の審議事項について、以下のような説明があった。

この度、厚生労働省健康局長名で通達があり、今年の夏期（7～9月）については、東日本大震災に伴い各事業所の消費電力量を対前年比 15%以上削減するよう、指示があった。

これに基づき、当財団の「節電実行計画」を下記の通り策定し、実施することとしたい。

なお、決定事項は、ホームページに公表するとともに、結果についても点検公表することとする。

基本的な考え方は、節電意識の徹底と周知、クールビズの徹底、冷房温度 28 度の徹底、三大機器（冷房・照明・OA機器）節電対策の徹底、事務スペースの集約化、定時退社の推奨、残業の規制、臨時一斉休業日の設定、夏季休暇、有給休暇の取得促進等である。

具体的には、冷房設定温度の原則 28 度の徹底、18：00 以降の冷房は原則停止等。ビル会社と交渉し、窓への断熱フィルム貼付けを 7 月に実施する。

照明関係では、ロビー、トイレ、会議室等の不使用時の消灯徹底し、LED 蛍光灯への切替えを行う予定である。OA 機器関係では、長時間離席時のパソコン電源オフ、パソコンのディスプレイの照度下げ、スリープモードの活用。冷蔵庫は各フロアー 1 台に集約、数日間以上の貯蔵抑制、電気ポットは、原則として使用を停止する。

また、節電効果を最も高める対策として、各企業が相次いで臨時休業・夏季休暇を導入していることに鑑み、当財団としても8月15日(月)、22日(月)の2日間、中央事務局(東京)及び各地区事務局とも一斉臨時休業日とする。実施にあたっては、コーディネート業務等に支障が生じないように、緊急連絡網の整備など、関係機関・関係者と事前に十分な協議を行うものとする。

コーディネート業務等で、やむをえず全面的には休業できない部門・地区にあつては、必要最小限の執務人数・時間帯で勤務するものとする。

また、残業の規制、有給休暇の取得促進を行う。

以上の説明のあと、質疑、応答がなされ、今回の節電対象から医療機関は除外されており、財団の骨髄移植も医療行為の一環であるとみなされるため、骨髄移植に影響を与えない範囲で節電を実施するべきであるとし、一斉臨時休業日の設定および残業の規制については対策案から除外することとして、条件付きで承認された。

(主な意見)

《正岡》 8月の電力使用量の平均値は?

《木村》 昨年は猛暑だったため、8月の電気代は50万円だった。

《小寺》 病院は節電対象になっていない。財団も医療機関の一部であるので、節電のために移植行為に支障をきたしてはならないと考える。一斉休業は可能なのか。

《佐々木》 民間のように総量規制ではないはず。業務を重視したほうがいい。

《木村》 この通達によると、節電計画と成果をホームページに公表しなさい、と言っている。取り組む姿勢を見せなさい、ということ。

《小寺》 一斉休業や残業規制をホームページに掲載するのはいかがなものか。

《橋本》 現実的に業務は休めるのか?

《坂田》 8月の採取件数は、ほかの月と比較すると若干減少する。ただ、一斉休業予定の8月15日と22日は平日なので採取は実施される可能性がある。

《正岡》 前向きの姿勢を示すということではいいのではないか。

《伊藤》 移植に影響を与えるようなことはしない。一斉休業と残業規制は中止するとして、節電に努力するということがいいのではないか。

《木村》 では、実行計画案の一斉休業と残業規制を除外することとする。

6. 報告事項等(敬称略)

(1) 本年度のAC公告について

大久保広報渉外部長より、標題の報告事項について、7月1日から放映予定のACのCMの試写を行い、以下のような説明があった。

今回のCMは提供ドナー3名が出演している。今までは患者さんが出演されることが多かったが、普通の人でも骨髄を提供できることをアピールしたかった、という制作趣旨で明るい雰囲気CMに仕上がっている。

(2) コーディネート支援システムハードウェア等の物品調達業者の入札について

小瀧移植調整部長より、標題の報告事項について、以下のような説明があった。

標題の物品調達業者の応募には7社が名乗りを挙げ、最終的に2社に選考し精査している段階である。

(3) PBSCT導入後の施設認定状況について

坂田ドナーコーディネート部長より、標題の報告事項について資料に基づき以下のような説明があった。

平成23年6月8日現在、全国で30施設から新規認定申請があり、施設訪問、審査ともに完了した施設は以下の28施設。審査保留中は1施設、施設訪問実施待ちは1施設である。

(4) 20周年記念事業準備の状況について

佐々木常任理事より、標題の報告事項について以下のような説明があった。

昨年の6月に20周年記念事業準備室を設置し、6月7日まで計16回、会議を開催した。

会議では、20周年記念誌の内容について、関係者への感謝状の贈呈について、東商ホールでの記念式典とイベントの内容について議論を重ねてきた。

20周年記念誌では、ドナー登録者が38万人を数えたこと、移植件数が例年1,200件を数え、累計で1万2,000件に達したことについて、特記したいと考えている。また、誌面では関係者による座談会を掲載したいと考えており、各常任理事、各部長等に出席していただき、現在の骨髄バンクの移植の現状をテーマにお話しをしていただきたい。座談会のメンバーは、6月22日に決定する予定。また、式典の式次第、招待客については、追って決定する予定。

(主な意見)

《小寺》 記念誌に英訳をつけることは可能か。ダイジェストだけでもいいので、海外の関係者に贈呈できるようにしたい。

《加藤》 移植経験者の浅野史郎さんと市川団十郎さんを来賓として呼びたい。対談してもらってもいい。特に全国協議会の会長に就任される団十郎さんにはお声かけをして、これを機会に財団との関係性を修復するきっかけになればいいと考えている。

(5) 調整医師の新規申請・承認の報告

坂田ドナーコーディネート部長より、標題の報告事項について資料に基づき以下のような説明があった。

平成23年5月20日～平成23年6月9日の期間で、5名の医師が新規に申請され承認された結果、調整医師総数は1020名となった。

(6) 募金報告

大久保広報渉外部長より、標題の報告事項について資料に基づき以下のような説明があっ

た。

平成23年度5月の寄付実績は総数で1063件、総額で約480万円、前年度比で件数にして50件減、金額にして72%となった。4月5月の総額は前年度比で500万円減収、67%であった。

(7) その他

小瀧移植調整部長より、先般から検討していた骨髄液の運搬について、日本通運株式会社への業務委託により8月ごろから実施する予定である、との報告があった。

7. 今後の予定

今後の日程について、以下のとおり開催することが確認・決定された。

「第41回通常理事会」	2011年6月29日(木) 13:00～ 廣瀬第2ビル地下1階会議室
「第4回常任理事会」	2011年7月21日(木) 17:30～
「第5回常任理事会」	2011年9月15日(木) 17:30～
「第6回常任理事会」	2011年10月20日(木) 17:30～

なお、今後はあらかじめ候補日を数日挙げた上で、メールにて日程調整を行うこととした。